

情報通信審議会 情報通信技術分科会
航空・海上無線通信委員会報告 概要

電気通信技術審議会諮問第50号「海上無線通信設備の技術的条件」
(平成2年4月23日諮問)のうち
「船舶用固体素子レーダーの技術的条件」

平成28年7月26日
航空・海上無線通信委員会

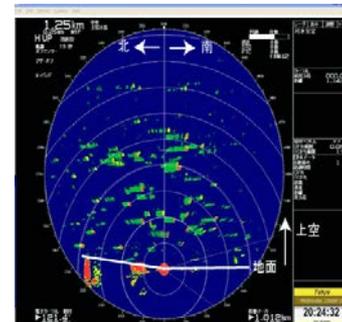
船舶用レーダーとは

海上で使用される自船の周りの船や陸地などの状況を映す、船舶に不可欠な無線設備である。3GHz帯及び9GHz帯の2種類がある。大型船舶等にはレーダーの搭載が義務付けられている。※

※ 海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)や船舶安全法(昭和8年法律第11号)に基づき、国際航海に従事する旅客船及び300トン以上のその他の船舶、国際航海に従事しない150トン以上の旅客船及び300トン以上のその他の船舶に対して船舶用レーダーの搭載が義務付けられている。これら以外の船舶にも、任意に小型のレーダーが設置されており、我が国では約48,000隻の船舶に設置されている。そのうち95%が9GHz帯レーダーとなっている。

3GHz帯レーダーと9GHz帯レーダーの特徴

3GHz帯レーダー	9GHz帯レーダー
<ul style="list-style-type: none">電波の減衰及び海面反射が少ない遠くの物標を探知できる	<ul style="list-style-type: none">小型、軽量経済的



レーダー表示画面

マグネトロンレーダーと固体素子レーダーの比較

マグネトロンレーダー

大電力化(10kW~25kWクラス)、短パルス(1.2 μ s以下)が一般的。

寿命が短い(大型船舶などでは3年に2回程度の交換が必要)

発射される周波数が個体ごとに微妙に異なり周波数が安定していない。

レーダー間の干渉が少ない

固体素子レーダー

低電力(300W~400W程度)、長パルス(20 μ s程度)と短パルス(1.2 μ s以下)

長寿命(10年以上も発振素子の交換が不要)

周波数が安定、不要発射が低減

長パルスなので既存のレーダーへの干渉が懸念

検討事項

電気通信技術審議会諮問第50号

「海上無線通信設備の技術的条件」（平成2年4月23日諮問）のうち「船舶用固体素子レーダーの技術的条件」

検討経過

- 「船舶用固体素子レーダーの技術的条件」のうち、3GHz帯船舶用固体素子レーダーの技術的条件については、平成24年2月17日に開催された第85回情報通信技術分科会において一部答申を得たことから、当委員会では、引き続き9GHz帯船舶用固体素子レーダーの技術的条件について検討を行った。

船舶用固体素子レーダーの技術的条件

3GHz帯船舶用固体素子レーダーの技術的条件（平成24年2月17日一部答申）

9GHz帯船舶用固体素子レーダーの技術的条件

- 当委員会では、検討の促進を図るため「船舶用固体素子レーダー作業班（主任：林 尚吾 東京海洋大学名誉教授）」において必要な技術的検討を行い、平成28年6月24日の第15回航空・海上無線通信委員会で委員会報告を取りまとめた。
- また、同日以降、本報告（案）について意見募集を行い、その結果、3件の意見があり、うち、賛成意見1件、報告書の用語の修正等に係るもの1件であった。（他1件は対象外）

検討の内容

船舶用固体素子レーダーの技術的条件のうち、3GHz帯船舶用固体素子レーダーの技術的条件の一部答申を得た際、9GHz帯船舶用固体素子レーダーの技術的条件について、以下の4項目について引き続き検討することとされた。

1. 大型船舶で大洋航行中の場合、船舶用レーダーで使用する指示器の距離レンジは一般的に24海里であるため、距離レンジ※1が24海里の場合における干渉に関して検証し検討すること。

※1 距離レンジとは、数～数十海里先の物標を船舶のレーダー画面に映すようにするための距離設定をいう。

2. 国際条約では、9GHz搜索救助用レーダートランスポンダー（以下SART※2という）からの信号を観測できることが義務付けられているが、固体素子レーダーで信号が観測可能か引き続き検討すること。

※2 SART (Search And Rescue Transponder) :

海上遭難の際に使用され、9GHz帯の船舶レーダー波を受信すると自動で応答して、遭難の位置等をレーダー画面に表示させるもの。

3. 9GHz帯を使用する船舶用レーダーは、3GHz帯を使用する船舶用レーダーよりもはるかに使用台数が多いことから、既存のマグネトロンレーダーへの干渉の条件についてさらに検証すること。

4. 固体素子レーダーおよびマグネトロンレーダーとFMCWレーダーの使用周波数が異なる場合には、干渉が起きないことが確認されたが、同一周波数の運用による検証が実施されていないことから引き続き検討すること。

以上の4項目について技術試験事務において実証試験を行いデータを収集した。

技術試験事務の概要

実験例: ARPA機能への影響確認



平成25年度 新潟県沖で実証試験を実施
最大船舶6台、地上レーダー4台の計10台を使用

主な固体素子レーダーの主な緒元

周波数	PON 9330MHz QON 9410MHz
空中線電力	最大400W
アンテナ利得	32dBi
回転数	24rpm
アンテナ高	17m

技術試験事務の実施内容及び結果

24海里レンジにおいて物標探知能力の確認

固体素子レーダーを運用している大型船が、同様に24海里レンジでマグネトロンレーダーを運用している他の大型船へ与える影響について実証実験を行った。

【結果】放射状の干渉波が観測されたが、干渉除去機能を使用することにより物標探知能力を低下させずに干渉波が除去された。

SART信号表示の確認

固体素子レーダーからSARTに向けて電波を発射し、その応答状況について実証試験を行った。

【結果】SART信号がレーダー画面へ表示されることを確認された。海面状態によっては、瞬間的にSARTの応答開始点、表示点数の不明瞭となる場面もあったが、受信側での機能改善等により対応可能

輻輳海域環境の確認

固体素子レーダーとマグネトロンレーダーが多数存在する輻輳状態を合計10台のレーダーを用い実証試験を行った。

【結果】マグネトロンレーダーの画面に干渉波が確認されたが、干渉除去機能を使用することにより除去できることが確認された。また、送信周波数を離調すれば干渉除去機能なしでも干渉を回避できることが確認された。

異なるレーダーでの同一周波数の確認を実施

FMCWレーダーを干渉レーダーとし、マグネトロン及び固体素子を被干渉レーダーとして実証試験を行った。

【結果】被干渉側のレーダー画面に干渉波が確認されたが、干渉除去機能を使用することにより干渉波が除去されることを確認した。

その他の検討内容

委員会では以下の項目についても検討を行った。

1 東京湾等の輻輳海域を想定した干渉検討

【結果】固体素子レーダーを徐々に増加させていくとマグネトロンレーダーに干渉波が確認されたが、異なる周波数の場合は、干渉除去機能を使用することにより除去できることが確認された。一方、周波数が同一の場合、距離によっては、フィールドの実証試験と同様に干渉波を除去できない場面もあった。対策として、固体素子側にジッタ（周波数の変動成分）等の繰り返し周波数制御と干渉除去機能を用いることが必要である。

2 自動衝突予防援助装置※³に対する干渉の検討

【結果】干渉の影響がないことが確認された。

※³ 自動衝突予防援助装置 ARPA (Automatic Radar Plotting Aids) :
レーダーにより反射信号の追尾を行い、速度、方位を計算し、進路や自船との衝突の危険度を表す装置

3 他の無線システムとの干渉の検討

①レーダービーコン

【結果】レーダービーコンからの応答については、搜索救助用レーダートランスポンダー（SART）の応答と同等原理であることから共用可能である。

②衛星放送（BS-IFにかかるイメージ混信妨害）

衛星放送事業者を含め検討を行った結果、固体素子レーダーの平均EIRPがマグネトロンレーダーと比較して1/6程度であり、BS-IF周波数へ与える影響は既存の電波環境から悪化するものでないこと、既存の電波環境においても重大な受信障害の事例の報告はないことから 海上利用環境に限定したものであれば共用可能であるとの結論に至った。ただし、万一、干渉が生じた場合は既存のマグネトロンレーダーと同様の受信障害対策を講じることを条件に付することとした。

技術的条件の考え方

技術的条件の検討にあたっての考え方

- 9GHz帯船舶用固体素子レーダーの技術的条件の検討にあたっては、以下の点について考慮することとした。

電気的条件

- SOLAS条約※4・法令に基づき船舶に備えなければならないレーダー（主に大型船舶用）
 - 国際海事機関（IMO）MSC決議.192(79)「レーダー装置の性能基準に関する改正勧告」及び関連規則並びにマグネトロンを用いた現行の船舶用レーダーの技術的条件等に準拠しつつ、パルス幅などマグネトロンレーダーと大きく異なる性能に係る部分を電気的条件とした。
- その他のレーダー（主に漁船・小型船舶用）
 - その性能、目的に応じた無線設備規則第48条の規定に準拠しつつ、パルス幅などマグネトロンレーダーと大きく異なる性能に係る部分を電気的条件とした。

※4 SOLAS条約（海上における人命の安全のための国際条約）：

船舶の堪航性（航海に堪えること）及び旅客や船員の安全を確保するために必要な船舶の構造、救命設備や航海道具などの技術基準について、国際的に統一された基準を定めるとともに、主管庁又は認定された団体による定期的な検査の実施、証書の発給、寄港国による監督（ポートステートコントロール）などの規定を定めたもの。

測定法

- 国際電気標準会議IEC60945の翻訳版である日本工業規格JIS F0812「船舶の航海と無線通信機器及びシステム—一般要求事項—試験方法及び試験結果要件」、IEC62388「航海用レーダー—性能要件—試験方法及び試験結果要件」等に規定されている測定方法に準拠した。

固体素子レーダーの技術的条件

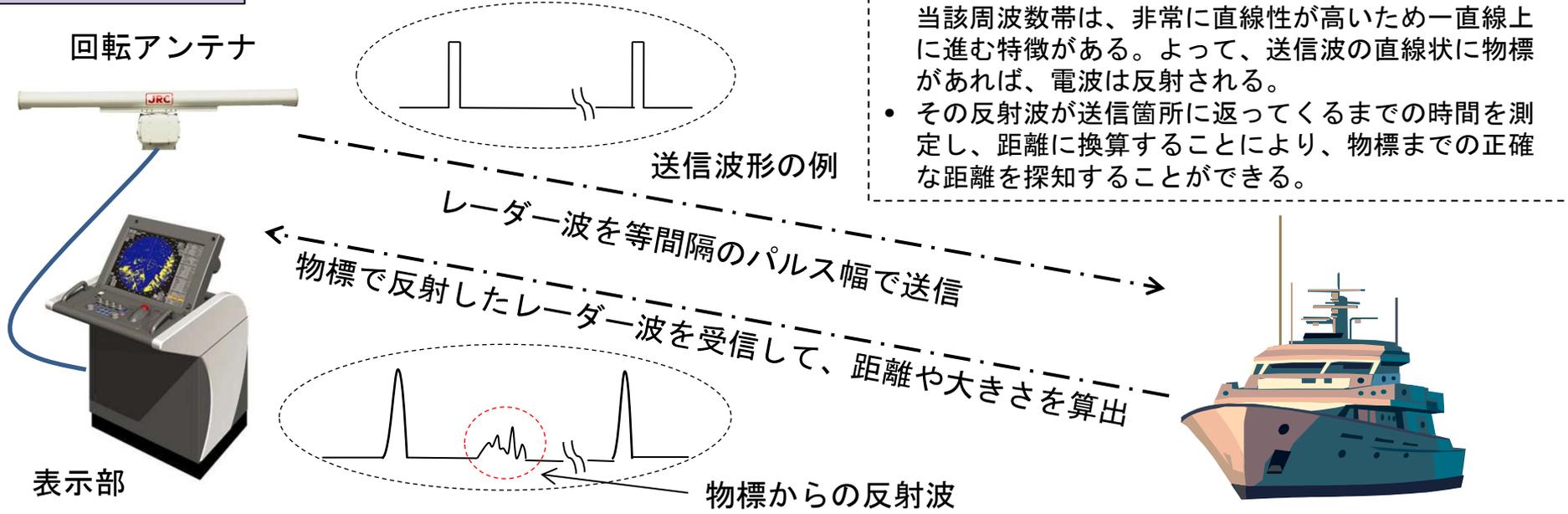
	法令により備え付けなければならないレーダー	小型レーダー (パルス幅22 μ s以下)	小型FMCWレーダー (パルス幅22 μ sを超える)
一般的条件	国際海事機関 (IMO) MSC決議. 192 (79) 「レーダー装置の性能基準に関する改正勧告」に規定に準拠するものであること。	当該レーダーに要求する性能に応じ、無線設備規則第48条の各規定に準拠すること	
周波数帯※5	ア 中心周波数、占有周波数帯幅、周波数の許容偏差は、9,300MHzから9,500MHzまでの周波数帯の内側にすべて含まれるものであること。 イ 中心周波数については、特に指定をしないこととする。		
電波の型式	PON、QON又はVONであること。		F3N又はQONであること。
パルス幅	PON電波を使用する場合 1.2 μ s以下 QON電波又はVON電波を使用する場合 22 μ s以下		22 μ sを超え2ms以下あること。
空中線電力	特段規定しない※6		200mWを超えないこと。
パルス繰り返し周波数	3,000Hz (変動率の上限は+25%とする。) を超えないこと。		
干渉防止のための措置	QON電波又はVON電波を使用する場合は、他のレーダーに対して有害な干渉を防止する適当な措置を講じること。		他のレーダーに対して有害な干渉を防止する適当な措置を講じること。 ※7
測定法	測定法は、日本工業規格JIS F0812「船舶の航海と無線通信機器及びシステム—一般要求事項—試験方法及び試験結果要件」、IEC62388「航海用レーダー—性能要件—試験方法及び試験結果要件」等に規定されている測定方法であること。		

※5 船舶に設置する航行用レーダーの許容偏差については、従来どおり使用周波数帯内とする。固体素子レーダーについてはマグネトロンレーダーに比べ使用周波数帯域幅は小さいものの、同一周波数による干渉を軽減するため繰り返し周波数制御機能等を要することを条件とするため広帯域指定とすることとした。

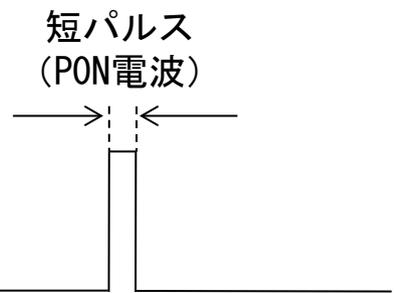
※6 レーダーは空中線利得やパルス幅に応じてEIRPで探知性能を求めため、マグネトロン同様、技術的条件において空中線電力の規定はしない

※7 他のレーダーへの干渉を軽減するために、サイドローブ特性を十分に考慮することが望ましい

レーダーの原理

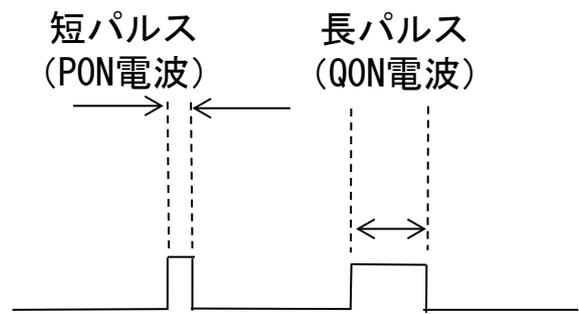


マグネトロンレーダーの特徴



- マグネトロンレーダーは、送信時間が短いパルス（短パルス）を大電力（～25kW）で送出し、その反射波により船舶等の物標を探知する。
- パルスを送出している時間が短いため、短距離・長距離双方の物標を同時に探知できる。

固体素子レーダーの特徴



- 固体素子レーダーは、低い電力（～400W）であるため、送信時間が長いパルス（長パルス）を用いて長距離の物標探知をしている。
- 低電力で送出されている短いパルス（短パルス）は近距離での物標解析性能を維持し、長パルスは長距離の探知解析の能力を上げている。

PON	P:無変調パルス O:変調信号のないもの N:無情報
QON	Q:パルスで角度変調 O:変調信号のないもの N:無情報

船舶用レーダーの国際状況

船舶用レーダーの国際シェアは6割から7割を日本メーカー製品が占めている。

【主な船舶用レーダーの製造メーカー】

スペリー(英国)、ケルビンヒューズ(英国)、SAMエレクトロニクス(ドイツ)レイセオン、アンシュッツ(いずれもドイツ)、日本無線、古野電気、東京計器、光電製作所(いずれも日本)

9GHz帯固体素子レーダーの国際的開発状況

9GHz帯船舶用固体素子レーダーについては、国際的に先導している状況にある。

- ・高出力(300Wクラス)可能なガリウム素子を利用した9GHz帯船舶用固体素子レーダーとしてはケルビンヒューズ(英国)やレイセオン、アンシュッツ(ドイツ)が取り組んでいるが市場投入までは至っていない。
- ・小型船舶用の低出力(200mW)9GHz帯船舶用FM-CWレーダーは、米国、韓国、中国、英国など20数か国で市販。



9GHz帯船舶用レーダーを早期に市場に投入させることにより船舶用レーダーの国際シェアの向上が期待される。

【今後の予定】 平成28年内に制度化 平成29年度内に市場投入